

枚方京田辺環境施設組合情報公開条例施行規則

平成28年7月1日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方京田辺環境施設組合情報公開条例（平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求手続)

第2条 条例第6条第1項に規定する請求書は、公文書開示請求書（様式第1号）によるものとする。

(開示請求に対する決定等の通知)

第3条 条例第7条第2項に規定する書面の様式は、公文書開示決定期間延長通知書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第7条第3項に規定する書面の様式は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 公文書の開示をする旨の決定 公文書開示決定通知書（様式第3号）

(2) 公文書の一部開示をする旨の決定 公文書一部開示決定通知書（様式第4号）

(3) 公文書の開示をしない旨の決定 公文書非開示決定通知書（様式第5号）

(4) 開示請求に係る公文書が存在しないとき。 公文書非開示決定通知書（不存在等）（様式第6号）

3 条例第7条第6項若しくは同条第7項に規定する第三者への意見照会又は同条第9項に規定する実施機関以外の者への意見照会は、公文書の開示に係る意見照会について（様式第7号）により行うものとする。

4 前項の規定による意見照会に対する回答は、公文書の開示に係る意見書（様式第8号）によるものとする。

5 条例第7条第10項の規定による通知は、公文書の開示に係る通知書（様式第9号）により行うものとする。

(公文書の閲覧等)

第4条 公文書の閲覧等をする者は、当該閲覧等に係る公文書に破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

2 管理者は、前項の規定に違反する者に対し、当該公文書の閲覧等を停止させ、又は禁止することができる。

(写しの交付)

第5条 条例第8条第2項の規定により写しを交付するときの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(写しの作成等の費用)

第6条 条例第13条ただし書に規定する規則で定める費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、写しの交付の際に納付しなければならない。

(審査請求諮問通知書)

第7条 条例第14条第1項の規定により、審査請求について枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護条例審査会へ諮問したときは、審査請求人に対し、審査請求諮問通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(任意的開示申出の手続等)

第8条 条例第16条に規定する任意的開示の申出は、公文書任意的開示申出書(様式第11号)により行うものとする。

2 条例第16条に規定する任意的開示の申出に対する通知は、公文書任意的開示通知書(様式第12号)又は任意的開示に係る公文書不存在通知書(様式第13号)により行うものとする。

3 第3条第3項から第5項までの規定は、公文書任意的開示の申出に係る意見照会について準用する。

(実施状況の公表の方法)

第9条 条例第18条の規定により各実施機関が行った公文書の開示についての実施状況の公表は、次に掲げる事項を公衆の閲覧に供する方法その他管理者が定める方法により行うものとする。

(1) 公文書の開示の請求件数

(2) 公文書の開示に係る処理状況

(3) 審査請求の状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項
(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

作成区分等	金 額
白黒複写（日本工業規格A列3番までの大きさの用紙に限る。）	片面1枚につき 10円
カラー複写（日本工業規格A列3番までの大きさの用紙に限る。）	片面1枚につき 50円
その他の方法により作成するもの	作成に要した実費相当額
送付に要する費用	郵送料相当額

様式第1号（第2条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

枚方京田辺環境施設組合管理者 様

住所又は所在

氏名又は名称

連絡先
(電話)

枚方京田辺環境施設組合情報公開条例第6条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

請求する公文書の件名又は内容	
公文書の開示を請求することができるものの区分 (1から5までのうち、該当するものの番号を一つ囲み、()内に必要な事項を記入してください。)	1 関係市の区域内に住所を有する者 2 関係市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 事務所等の名称 事務所等の所在地 3 関係市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 勤務先の名称 勤務先の所在地 4 関係市の区域内に存する学校に在学する者 学校の名称 学校の所在地 5 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの 利害関係の内容 ()
開示の方法の区分 (希望する方法の番号を○で囲んでください。)	1 閲覧等 2 写しの交付
※請求の理由又は利用目的	

(備考) ※印欄の記入については、請求される方の任意です。

文 書 番 号
年 月 日

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



公文書開示決定期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、枚方京田辺環境施設組合情報公開条例第7条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長したので、通知します。

公文書の件名	
条例第7条第1項の規定による決定期間	年 月 日 から 年 月 日まで
延長後の決定期限	年 月 日 まで
延長の理由	
担当所管	(電話番号)

文 書 番 号
年 月 日

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



公文書開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、枚方京田辺環境施設組合情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので、同条第3項の規定により通知します。

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 時 分
開示の場所	
担当所管	(電話)

(備考)

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当所管に連絡してください。

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



公文書一部開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、枚方京田辺環境施設組合情報公開条例第7条第1項及び第10条の規定により次のとおり開示することを決定したので、条例第7条第3項の規定により通知します。

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 時 分
開示の場所	
開示しない部分	
開示しない理由	枚方京田辺環境施設組合情報公開条例第9条第 号に該当
担当所管	(電話)

(備考)

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当所管に連絡してください。

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、枚方京田辺環境施設組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、枚方京田辺環境施設組合を被告として（訴訟において枚方京田辺環境施設組合を代表する者は枚方京田辺環境施設組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



公文書非開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、枚方京田辺環境施設組合情報公開条例第7条第1項の規定により次のとおり開示しないことを決定したので、同条第3項の規定により通知します。

公文書の件名	
開示しない理由	枚方京田辺環境施設組合情報公開条例第9条第 号に該当
担 当 所 管	(電話)

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、枚方京田辺環境施設組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、枚方京田辺環境施設組合管理者を被告として（訴訟において枚方京田辺環境施設組合を代表する者は枚方京田辺環境施設組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



公文書非開示決定通知書(不存在等)

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、枚方京田辺環境施設組合情報公開条例第7条第1項の規定により次のとおり開示しないことを決定したので、同条第3項の規定により通知します。

公文書の件名	
開示しない理由	
担 当 所 管	(電話)

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、枚方京田辺環境施設組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、枚方京田辺環境施設組合を被告として（訴訟において枚方京田辺環境施設組合を代表する者は枚方京田辺環境施設組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

文 書 番 号
年 月 日

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



公文書の開示に係る意見照会について

に関する情報が記録されている公文書について、枚方京田辺環境施設組合情報公開条例第6条の規定に基づく開示の請求がありました。つきましては、開示するかどうかの決定を行うに当たり、
のご意見をお聴きしたいので、同条例第7条第 項の規定により照会します。

なお、開示請求に対する開示等の決定は、あなたのご意見や開示の公益性等を総合的に判断して行いますので、あなたの意に反して開示等の決定がされる場合もあることをあらかじめご承知おきください。

ご意見につきましては、別紙「公文書の開示に係る意見書」（様式第8号）により回答願います。

公文書の件名	
公文書に記録されているに関する情報	
回答期限	年 月 日 () まで
担当所管	(電話)

様式第8号（第3条関係）

年 月 日

枚方京田辺環境施設組合管理者 様

住所又は所在

氏名又は名称

連絡先
(電話)

公文書の開示に係る意見書

年 月 日付けで照会のありました公文書の開示について、次のとおり意見を述べます。

(該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。)

1 開示されても支障がない。

2 開示されると支障がある。

開示されると支障がある事項

その理由（理由は具体的に記入してください。必要に応じて別紙を添付してください。）

様式第9号（第3条関係）

公文書の開示に係る通知書

文書番号
年 月 日

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



年 月 日付けで意見照会を行った、
に関する情報が記録されている公文書の開示の請求について、次のとおり決定したので、枚方京田辺環境施設組合情報公開条例第7条第10項の規定により通知します。

公文書の件名	
開示請求年月日	年 月 日
記録されている情報の内容等	
決定の内容	1 開示 2 部分開示 3 非開示
開示（予定）年月日	年 月 日
担当所管	(電話)

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、枚方京田辺環境施設組合管理者に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、枚方京田辺環境施設組合を被告として（訴訟において枚方京田辺環境施設組合を代表する者は枚方京田辺環境施設組合管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

文 書 番 号
年 月 日

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



審査請求諮問通知書

公文書の 〇〇〇〇 の決定に対する審査請求について、次のとおり枚方京田辺環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたのでお知らせします。

公文書の件名	
決定の内容	
審査請求日	
諮問した日	
担当所管	(電話)
備考	

公文書 任意的開示 申出書

年 月 日

枚方京田辺環境施設組合管理者 様

住所又は所在

氏名又は名称

連絡先
(電話)

枚方京田辺環境施設組合情報公開条例第16条の規定により、次のとおり公文書の任意的開示を申し出ます。

公文書の件名又は内容	
開示する方法の区分 希望する方法を○で囲んでください。	1 閲覧等 2 写しの交付
申出の理由又は利用目的	
※ 担当所管	
※ 備考	

(備考)

- 1 「申出の理由又は利用目的」欄の記入については、申出される方の任意です。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

公文書任意的開示通知書

文書番号
年 月 日

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



年 月 日付けで開示の申出のあった公文書については、次の
開示する
とおり 一部を開示する こととしましたので通知します。
開示しない

公文書の件名	
開示の日時	年 月 日 時 分
開示の場所	
開示しない理由	
担当所管	(電話)

(備考)

- 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当所管に連絡してください。

様式第13号（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

枚方京田辺環境施設組合管理者



任意的開示に係る公文書不存在通知書

年 月 日付けで公文書任意的開示申出書の提出がありましたが、
申出の内容が記録された公文書が存在しませんので、通知します。

担当所管

（電話

）